

宮城県公安委員会告示第95号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づき、次のとおり医師を指定した。

令和4年8月12日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

1 指定した医師

医師の氏名	病院の名称	病院の所在地	診断の対象者	備考
高野 毅久	東北福祉大学 せんだんホスピタル	仙台市青葉区国見 ヶ丘6丁目65番 8号	・銃砲刀剣類所持等 取締法（昭和33年 法律第6号）第5条 第1項第3号に規定 する政令で定める病 気（銃砲刀剣類所持 等取締法施行令（昭 和33年政令第33 号）第8条第3号に 定める病気を除く。） にかかっている者並 びに法第5条第1項 第4号及び第5号に 掲げる者 ・介護保険法（平成 9年法律第123 号）第5条の2第1 項に規定する認知症 である者	平成29年10 月17日指定 （継続）
高階 憲之	南浜中央病院	岩沼市寺島字北新 田111番地		平成21年6月 1日指定 （継続）
門間 好道	こだまホスピ タル	石巻市山下町2丁 目5番7号		平成21年6月 1日指定 （継続）
近藤 等	旭山病院	大崎市鹿島台平渡 字大沢21番18 号		令和4年8月1 2日指定 （新規）
菅野 道	青葉病院	仙台市宮城野区幸 町3丁目15番2 0号	銃砲刀剣類所持等取 締法施行令（昭和3 3年政令第33号） 第8条第3号に定め る病気にかかっている者	平成29年10 月17日指定 （継続）

2 指定年月日

令和4年8月12日

3 平成29年宮城県公安委員会告示第142号の廃止

平成29年宮城県公安委員会告示第142号（銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく医師の指定）は、廃止する。